

令和7年度

第3回東かがわ市農業委員会議事録

令和7年5月20日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月20日（火）午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員（17名）

会長	1番	田村 照栄	10番	黒川 義明
職務代理	2番	砂川 哲也	11番	青木 大明
	3番	三谷 博計	12番	安部 哲弘
	4番	山本 一郎	13番	三井 和彦
	5番	田中 稔	14番	松井 委昭
	6番	笹井 慎也	15番	田中 卓臣
	7番	松枝 孝幸	16番	池田 正志
	8番	榎本 貴之	17番	松岡 由美
	9番	藤本 輝華		

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

第2 報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第3号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について

第3 その他
6月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

水口 経 塩田佐知子 黒田 寛子 宮川 美里 安部 俊貴
田中 亘

7. 会議の概要

事務局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただいまより令和7年度 第3回東かがわ市農業委員会を開催いたします。 本日の資料ですが、先日タブレットにお送りしました議案書及び議案書資料と、机の上に置かせていただいております農政情報5月号でございます。確認をお願いいたします。 なお、田中稔委員から少し遅れるという連絡を頂いておりますので、ご報告させていただきます。 それでは始めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
会長	～会長あいさつ～ 本日の審議は、報告が1件と議案が5件ございます。また、皆様方の貴重なご意見を頂きながらご審議していただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。それでは以後、着座にて進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、日程第1 署名委員の指名についてでございますが、恒例でございますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは、本日の署名委員は、7番の松枝孝幸委員、8番の榎本貴之委員、どうぞよろしくお願いをいたします。 続きまして、日程第2、報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について、2件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。報告第1号 使用貸借終了農地返還通知についてご説明いたします。議案書は1ページになります。 使用貸借終了農地返還通知は、農地の使用貸借権、いわゆる無償での貸し借りを期間満了を迎えず解約する報告でございます。今月は2件の報告がございます。 はじめに、申請番号1番、貸し手、XXXXXXXXXX様、借り手、XXXXXXXXXX様。申請地はXXXXXXXXXX、田1筆、合計面積は934平方メートルになります。令和3年11月から5年の期間で使用貸借権を設定しておりましたが、売買のため合意解約になります。こちらの売買については、次案件にて説明させていただきます。 次に、申請番号2番、貸し手、XXXXXXXXXX様、転貸人、公益財団法人香川県農地機構、借り手、XXXXXXXXXX様。申請地はXXXXXXXXXXを含みます田8筆、合計面積は4,701平方メートルになります。令和6年2月から6年の期間で使用貸借権を設定しておりましたが、売買のため合意解約になります。こちらの売買についても、次案件にて説明させていただきます。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	報告第1号につきまして、事務局の説明が終わりました。双方合意の上での書類提出となっておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、5件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。 申請番号1番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■■■■■様、譲受人は■■■■■■■■様。申請地は■■■■■■■■の田、934平方メートル。農地取得後の作目は水稻、野菜。農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機をリース契約、トラックを1台所有、トラクターを1台導入予定としています。申請農地取得後の経営面積は2,739平方メートル、農作業歴は2年、通作距離は50メートル、農作業常時従事日数は200日となっています。 続いて、申請番号2番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■■■■■様、譲受人は■■■■■■■■様。申請地は■■■■■■■■の田、774平方メートル。農地取得後の作目はユズ。農機具については、コンバイン、田植機、トラックを各1台、トラクター、耕運機、運搬車を各2台、農舎を60平方メートル所有しています。申請農地取得後の経営面積は10,553平方メートル、農作業歴は57年、通作距離は3キロメートル、農作業常時従事日数は300日となっています。 続いて、申請番号3番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■■■■■様、譲受人は■■■■■■■■様。申請地は■■■■■■■■ほか8筆の田、合計面積5,003平方メートル。農地取得後の作目は水稻、野菜。農機具については、管理機、田植機、動噴機を各1台、トラクター、コンバインを各2台、草刈機を3台所有しています。申請農地取得後の経営面積は357,389平方メートル、農作業歴は24年、通作距離は3.5キロメートル、農作業常時従事日数は330日となっています。 続いて、申請番号4番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■■■■■様、譲受人は■■■■■■■■様。申請地は■■■■■■■■の畑、346平方メートル。農地取得後の作目は野菜。農機具については、草刈機を4台所有しています。申請農地取得後の経営面積は4,285平方メートル、農作業歴は60年、通作距離は500メートル、農作業常時従事日数は150日となっています。 続いて、申請番号5番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■■■■■様、譲受人は■■■■■■■■様。申請地は■■■■■■■■の畑、509平方メートル。農地取得後の作目は果樹。農機具については、トラックを1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は1,933平方メートル、農作業歴は12年、通作距離は10メートル、農作業常時従事日数は60日となっています。

	以上の5件の申請につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。 以上、ご審議よろしくお願ひいたします。
会長	議案第1号の説明が終わりました。ご審議いただきたいと思いますが、ご審議いただく前に、地元委員の補足説明をよろしくお願ひいたします。 まず申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願ひいたします。
三谷委員	報告というか、調査結果を報告いたします。受人の■■■■さんですか、■■■■と書いとったから嫌なこっちゃなと思うとったんですけど、実は古民家を借りてそこで住まいして、それで協力者というんが私の倉庫の横に■■■■さんというんがおられまして、「ちょっと■■■■さん、連れていってくれるか」ということで、当事者の■■■■さんにその畑に連れていってもらいました。そこには、処分のための、子どもが7人おりまして、お米食べる量は、聞いたら年間、旦那さんが言よったんやけど、1トン食べるという、前回もそんな話があったんですけど、本当に7人の子どもで、私も記念撮影を撮っておりますんで、別に見たいとは思わんでしょうが、■■■■さんはもうお歳なんで、そういうような財産を処分したいということと、それから渡すほうと受けるほうがちょうどマッチングうまいことできて、将来的にはお米のほうも1反6畝、採れたとして素人ですから二十何ぼくらいしか採れんで、あと10袋は■■■■さんのほうに安うに買っとるということで、土地も探しとんですけれども、ちょっと話が長うなっでごめんなさい。今回のところのその農地のほうに行かせてもろたら、サツマイモが植えてまして、そういうことで虚偽なく問題ないかなと思いますので、よろしくお願ひします。
会長	ありがとうございました。申請番号1番につきましては、問題はないという補足説明を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願ひいたします。
青木委員	5月15日に北内推進委員と一緒に現場を見てきました。■■■■君は■■■■におったんですけども、■■■■へ出ていってしまいまして空き家になっておりまして、これは田んぼは日当たりがええ田んぼで、そこへ■■■■さんがユズを作るということで、非常にええことやと思っております。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)

会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号3番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
安部委員	安部です。こんにちは。この間、横内の富山さんと一緒に回っていただいたんですけど、■■■■さんのところへ行きましたら、後継ぎがいないのもう全部田んぼを売りますということで、納得して全部見させていただきました。そして■■■■さんのところへ行って、書類全部見て間違いないということを確認しましたので、ここに報告いたしておきます。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号3番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号4番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
田中委員	報告いたします。今回、■■■■さんと■■■■さんはお互いにもう話ができておりまして、私も現場を見に行ったんですが、ほとんど何も作ってない状況でありました。それで、■■■■さんが、この田んぼのすぐ両隣に畑を持ってまして、それをもう一筆にして作物を作ろうということになってますので、特に問題ないことを報告いたします。
会長	ありがとうございました。申請番号4番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号5番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
池田委員	それでは、申請番号5番について報告させていただきます。この畑につきましては、以前から農業委員会へかけにやいかんのかどうかという相談を受けていた案件でございますが、場所が譲受人の■■■■■■■■■■さんの家の横の倉庫というか、作業場のすぐ裏で、■■■■さんのところの元家の上だそうで、出入りにも■■■■さんのところを通っていくようになりますので、この案件については何も問題ないと思います。
会長	ありがとうございます。申請番号5番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第1号につきましては全て異議なしというこ

	とで、許可相当として処理をいたしたいと思います。 続きまして、議案第2号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取につきまして、今月総合計20件39筆ございます。事務局から説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第2号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、ご説明させていただきます。議案書は4ページから11ページになります。 令和7年4月から始める農地の貸借は、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農業者相互の貸借が廃止され、香川県農地機構を介した貸借に一本化されることになりました。農地中間管理事業に係る農地の貸し借りにつき、公益財団法人香川県農地機構から農用地利用集積等促進計画を県知事へ認可申請するに当たり、農業委員会の意見を求められているものでございます。 それでは、議案書11ページの集計欄をご覧ください。 貸借の申請について報告させていただきます。貸借権の転貸が3件、使用貸借権の転貸が17件、合計20件39筆、合計面積44,985平方メートルになります。 以上、ご審議よろしくお願いたします。
会長	議案第2号につきまして、総合計20件39筆、44,985平方メートルにつきましてご説明がございましたが、ご質問とかご異議はございませんでしょうか。いかがでしょうか。ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしというお答えを頂きましたので、適当と認めて処理をいたしたいと思います。 続きまして、議案第3号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について、1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第3号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除についてご説明させていただきます。議案書は12ページとなります。 本件は、令和4年6月に香川県農地機構が[]様に貸付けを行っていた農地について、令和6年6月に、排水の悪さ、獣害被害が多発のためとの理由で合意解約をし、その後、香川県農地機構において新たな借受人を探索するとともに保全管理作業を行っていましたが、1年が経過しても新たな借受人が見つからず、地域の担い手の状況を踏まえると、今後も貸付けを行うことが困難と判断し、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除について、香川県農地機構が県知事へ承認申請を行うに当たり、市農業委員会の意見を求められているものです。新たな耕作者が見つかるよう、農業委員、農地利用最適化推進委員にも今後の情報を共有させていただきます。 今回の農地機構への回答案としては、当該農地については本市における担い手の確保状況など総合的な観点から、今後共、担い手に利用権の設定をすることは困難であり、契約を解除することはやむを得ないものと判断すると

	しております。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	議案第3号につきまして、事務局のほうからの説明が終わりました。この件に関しまして、何かご意見等はございませんか。ご意見ございませんでしょうか。 それでは、今、事務局のほうから、獣害、水路等の便利さの悪さということで、解除はやむを得ないかなというご説明がございましたが、この件に関しましてご承認いただけますでしょうか。契約の解除について、皆様方、ご承認いただけますでしょうか。ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	どうぞ。
三谷委員	別に問題はないと思うんですけども、農地機構に対して貸しとったのが、突如、獣害とかあれで解除となった、この本人の■■■さんか、何かそれ対策が今後ないんですかね。多分、作れんけん貸したと思うんですよ。ほんで返された、結局また戻った。そこから私もダメ元で言んですけども、何か救済のようなものは何かないのかなと、それだけです。こういう事例がこれから出てくると思うんで、救済の何か、かわいそうだと思うんで。
会長	先ほど事務局のほうからご説明があったと思いますが、機構のほうが一応借受けは……。
三谷委員	それは法律的なもので分らんのですが、それをもう一度超えて何か違うあれで救済のようなんはもうない、もう泣き寝入りというか、仕方ないねという世界なんでしょうかね。
会長	事務局のほうから回答をお願いします。
事務局	回答になるかどうか分かりませんが、今年度の農業委員と推進委員の目標として、農地の貸し借りの相談会にも出席していただいて間に入ってもらったかなというふうにも考えておりますので、農地利用最適化推進委員は特に最適に利用できるように、いい農地があればもうすぐ担い手のほうにお願いできるような活動をしていっていただきたいなというふうに考えておりますので、またこの近くの農業委員、推進委員のほうには個別にまたご連絡を差し上げますので、ご協力のほどお願いしたらと思います。
会長	ありがとうございます。今、事務局のほうから、あと機構のほうへも一応解除ということになったんですが、今後といたしましては、委員または推進委員で地域で誰か担い手の方、または新規の方でも耕作していただける方がないか、また皆様方のお力をお借りしたいなという案件でございますので、どうぞそここのところもよろしくお願いをいたしまして、今回の機構への解除ということは一応法律的に解除の方向になりましたので、あとはまた皆様方の、本当に遠方の方でも使っていただける方がございましたら耕作していただけたら委員会としては助かるかなと思っておりますので、ご協力のほどよ

	ろしくお願いを申し上げまして、この案件について認めていただけますでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは、議案第3号につきましては、異議のない旨を答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第4号 非農地証明願について、1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼します。それでは、議案第4号 非農地証明願について説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は1ページから3ページです。 申請人は■■■■様、申請地は■■■■の畑、309平方メートル。■■■■から北東約800メートルに位置する農地で、第2種農地です。20年前に相続したとき既に山林化しており、農地として復旧することが困難となったものであります。 以上の申請については農地としての復旧が見込めないため、非農地証明は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第4号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
青木委員	失礼します。これも5月15日に北内委員と行ってきました。私は■■■■さんは知らんのですが、親父さんの■■■■さんは知っとんのですが、50年前に農協へ入りたてのときに肥料農薬やガスを配達しよりました。そのときも■■■■さん1人だったのですが、もう亡くなられて、もう山になっております。そんなところです。
会長	ありがとうございます。ただいま、議案第5号につきまして、もう山林化しているということで問題はないというご回答を頂きましたが、ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、非農地として証明をいたしたいと思います。 続きまして、議案第5号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、今月、更新が2件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第5号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてご説明いたします。議案書14ページをご覧ください。 今月は認定の更新が2件ございます。 まず1件目は、東かがわ市■■■■在住の■■■■様、■■■■様で、目標営農類型は肉用牛の飼育とサトウキビ、アスパラガスといった作物の栽培を中心とした複合経営です。今後は、特に肉用牛について讃岐三畜を中心とした

	優良牛の導入を図るとともに、一貫経営による一層の肉用牛の飼養拡大を図ります。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は1,100万円、年間労働時間は2,000時間を目標といたします。 2件目は、東かがわ市■■■■在住の■■■■様、■■■■様、■■■■様で、目標営農類型は水稻とトマト、アスパラガス、またメロンの栽培を中心とした複合経営です。今後は、ほ場の借入れ規模を拡大するとともに、病獣害対策や基本技術の励行で収量の増加と品質の向上に努めます。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は1,400万円、年間労働時間は2,000時間を目標といたします。 これら2件の経営改善計画の作成に当たっては、香川県の基本方針、市の基本構想に基づき、香川県東讃農業改良普及センター専門員の指導、助言等を仰ぎ、申請者ご本人様と協議を行った上で作成を行っております。 以上、2件、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
会長	議案第5号の説明が終わりました。本件、従来なら更新2件でございますので一括でご審議いただきたいところではございますが、今回お二人とも委員でございますので、お一人ずつ退席を頂きましてご審議いただきたいと思っております。 まず申請番号1番を議題といたしますので、■■■■委員、退席をよろしくお願いいたします。 それでは、申請番号1番、更新でございます。先ほど事務局のほうから説明がございました。行政の方、また県のほうの指導を仰ぎ、またご本人と協議の上での書類提出となっております。ご承認いただけますでしょうか。ご異議のある方は挙手を頂きたいと思いますが、異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは、申請番号1番は異議なしということでございますので、■■■■委員、どうぞ入室をよろしくお願いいたします。 続きまして、■■■■委員、申し訳ございません。 それでは、申請番号2番につきましても、説明のとおり、県、市の指導を仰ぎ、ご本人承認の上での書類提出となっております。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 ■■■■委員、どうぞ入室してください。 それでは、議案第5号につきましては、異議なしということで適当と認められて、異議のない旨を答申してまいりたいと思っております。 日程第2につきましては、皆様方のご協議を得まして、全て異議なしということで、本日審議を終わらせていただきます。 続きまして、日程第3、その他、6月の農業委員会について、事務局より

	説明をお願いいたします。
事務局	失礼いたします。来月 6 月の農業委員会の日程についてお知らせいたします。6 月の農業委員会は、6 月 20 日金曜日 13 時 30 分から同じ会場をお願いいたします。6 月 20 日金曜日 13 時 30 分から、市役所 3 階の大会議室でお願いいたします。
会長	6 月の農業委員会につきましては、ただいま事務局のほうから、6 月の 20 日金曜日 13 時 30 分から本会場にて開催するとご報告がございましたので、日程のほうどうぞよろしくお願いをいたします。 続きまして、事務局のほうで、その他。どうぞ。
事務局	タブレットのほうにもご連絡させていただきましたけど、提出物のお願いでございます。親睦会費をまだ納めていらっしゃらない方、1 万円のほうお願いいたします。 あと、活動記録簿 4 月分をまた提出いただきたいと思います。今まで 3 か月に 1 回とかぐらいにお願いしておりましたけれども、書き忘れとか日程とかの記録をしていっていただきたいので、1 か月終わりましたら次の農業委員会ぐらいで、5 月が終わりましたら次 6 月の農業委員会ぐらいで回収させていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。 それと、新しい方でマイナンバーの提出のまだの方もご提出のほうをよろしくお願いいたします。
会長	よろしいですか。今、事務局のほうから、それぞれの提出を求められましたが、活動記録簿のほう、1 か月に 1 回、定例会の折、または市役所へおいでの折のときに提出のほう、よろしくお願いいたします。 それともう 1 件、総会の折にもお願いを申し上げましたが、全国農業新聞、委員、推進委員全員が購読となっておりますので、まだ申込みのなされていない方、どうぞお早目に申込みのほうよろしくお願いいたしたいと思います。 事務局、何かほかに。どうぞ。
事務局	失礼いたします。今日、机の上にもう 1 枚、資料をお配りしていたんですけども、農業委員会の帽子と長靴の希望調査について少しご説明させていただきます。秋になるんですけども、農業委員の皆様、推進委員の皆様に農地パトロールといって、担当地区内の農地の状況を調査していただくものがございまして、その活動に際して帽子と長靴のほうを 3 年に 1 回支給させていただいております。もう持ってるよ、いいよという方は希望しないで大丈夫なんですけど、ご希望なさる方は紙のほう書いていただいて、また事務局までご提出いただいたらと思います。この後、また推進委員のほうの希望調査も取らせていただいて、6 月 30 日までは事務局のほうにご提出をお願いできたらと思います。 農地パトロールについては、詳細な研修会のほうを 8 月 20 日の農業委員会の後に研修会を予定しておりますので、この日はできるだけご参加いただき

	ますように日程調整のほうをお願いできればと思います。8月20日に農地パトロールの研修会を行いますので、農業委員会の日にはなるんですが、委員会の後、2時間ぐらいはお時間を頂戴するようになりますので、日程調整をお願いいたします。以上です。
会長	ただいま事務局のほうから、帽子と長靴の注文、申込みがございましたが、必要な方、サイズ等ご記入の上、提出のほうよろしくをお願いいたします。 それと、8月20日に、秋のほうに始まります農地パトロールの研修会を実施するというのが、今、事務局のほうからご発表がございましたが、皆様方全員の方が研修を受けていただきますよう、日程調整のほうをどうぞよろしくをお願いいたします。 ほかに事務局、ございませんか。 事務局のほうはないようでございますので、委員のほうで何かご質問等がございましたら。
会長	ほかにご意見ございませんか。 ほかにないようでございましたら、本委員会を閉会とさせていただきますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」の声あり)
会長	それでは、職務代理者の方、閉会の言葉をよろしくお願いします。
会長職務代理者	～会長職務代理者あいさつ～